

長崎県職員を募集します

《医師 保健所等》

- 1 採用職種 医師
- 2 採用時期 随時（調整のうえ決定）
- 3 採用人員 若干名
- 4 勤務箇所 県立保健所又は長崎県庁
- 5 応募資格 ①医師免許を有し、臨床研修を修了した方または令和5年3月31日までに修了見込の方
②地方公務員法第16条に該当しない方

年齢は問いません。ただし、令和5年3月31日に職員の定年等に関する条例に基づく定年年齢（65歳）に達している方は応募することができません。

※地方公務員法第16条に該当する方とは

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・長崎県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

6 応募方法及び申込先

- ①提出書類 (イ)履歴書(県指定様式、写真貼付)
(各1部) (ロ)医師免許証の写し
- ②募集期間 令和4年8月8日(月)から令和5年3月24日(金)まで [必着]
※採用人員数まで採用した時点で締め切ります。
- ③選考方法 面接による選考(応募書類が届いた時点で、本人へ試験日等をお知らせします。)
- ④申込先 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
長崎県 福祉保健部 福祉保健課

7 勤務時間、休暇等

(1) 勤務時間

勤務時間は、原則として午前9時から午後5時45分まで、完全週休2日制となっています。

(2) 休暇等

有給の年次休暇は、1年（暦年）につき20日間与えられますが、採用された年は採用日に応じて2日間から20日間（4月1日採用の場合は15日間）となります。

また、年次休暇で使わなかった日数については、20日間の範囲内で翌年に繰り越すことができますので、最高で40日間の年次休暇が取得できます。

このほか、病気休暇や特別休暇（結婚、出産、忌引、夏季など）、介護休暇や育児休業の制度も整備されています。

8 給与等

(1) 給料月額

初任給は採用前の学歴及び経歴をもとに、一定の基準により考慮されます。

また、昇給は原則として毎年1回行われます。

(2) 諸手当

期末手当、勤勉手当（年2回）：合計4.3月（令和4年4月1日時点）

その他、初任給調整手当、医師手当、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当などを各手当の支給要件に応じて支給。

給与の例

	26歳（採用時）	40歳（採用14年後）
本 庁 保健所（本土）	年収 約925万円 （月額 約66万円）	年収 約1,306万円 （月額 約88万円）
保健所（離島）	年収 約1,136万円 （月額 約83万円）	年収 約1,533万円 （月額 約106万円）

※大学を卒業して医師免許を取得し、臨床研修（2年間）を修了した後、

直ちに県に採用された場合の例です。

※令和4年4月1日時点の制度等を基に算出したもので、年収には期末手当及び勤勉手当を含み、月額には、給料月額のほか、初任給調整手当、医師手当及び地域手当（離島については、特地手当及び特地手当に準ずる手当）を含みます。なお、通勤の実態や役職等に応じ、別途、通勤手当や管理職手当等が支給されます。

◎その他不明な点がございましたら、長崎県 福祉保健部 福祉保健課へお問い合わせ下さい。

TEL 095-895-2410 E-Mail s04060@pref.nagasaki.lg.jp